平成２２年（フ）第９０４９号
大阪府寝屋川市日新町14番４号、開始決定時の住所大阪府寝屋川市昭栄町６番16号
破産者　穀本　　稔
1　決定年月日　平成23年３月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２２５号
埼玉県越谷市赤山町４丁目９番１号　Ｄ―407、旧住所埼玉県越谷市蒲生寿町２番10号ヴィルヌーブ南越谷Ａ―620
破産者　松浦　哲雄
1　決定年月日　平成23年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第５４５号
静岡県駿東郡長泉町南一色404番地の１　サンビュー南一色202号、前住所静岡県三島市松が丘１番地の８　シャリエ三島松が丘204
破産者　小川まゆみ
1　決定年月日　平成23年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第４６２号
愛知県犬山市大字羽黒字井島１番地17
破産者　平山　由紀
1　決定年月日　平成23年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第１９６号
埼玉県川口市上青木６丁目８―12　中村敏生方、住民票上の住所青森県弘前市大字富栄字浅井名101番地
破産者　瓜田　雄幸
1　決定年月日　平成23年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所弘前支部

平成２２年（フ）第２６２号
青森県南津軽郡田舎館村大字十二川原字中鱸31番地
破産者　品川　慶子
1　決定年月日　平成23年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所弘前支部

平成２２年（フ）第２６７号
青森県黒石市大字乙大工町10番地１、申立時の住所青森県黒石市八甲88番地８
破産者　今井　俊彦
1　決定年月日　平成23年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所弘前支部

平成２２年（フ）第２３８号
千葉県東金市田間152番地１　ダイアパレス千葉東金311
破産者　波多野美子こと　李　　貞美
1　決定年月日　平成23年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２２年（フ）第１９２４号
神奈川県綾瀬市早川3066番地
破産者　大城　春雄
1　決定年月日　平成23年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３０５１号
横浜市都筑区荏田東４丁目39番14号　佐藤貸家
破産者　平林　俊彦
1　決定年月日　平成23年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３５８６号
横浜市港北区日吉７丁目13番17―104号
破産者　濱地　淳志
1　決定年月日　平成23年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２７１号
新潟県三島郡出雲崎町大字沢田1922番地４
破産者　酒井美代子
1　決定年月日　平成23年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２２年（フ）第３４４０号
兵庫県尼崎市西立花町４丁目10番17号
破産者　浦山　祐治
1　決定年月日　平成23年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第４４０８号
大阪府八尾市志紀町西１丁目３番地　府営住宅12―201号
破産者　桐山　勝義
1　決定年月日　平成23年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５８０１号
大阪府吹田市青山台１丁目２番Ｃ35―102号
破産者　中田　恵三
1　決定年月日　平成23年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６０８５号
大阪府寝屋川市高柳７丁目25番３号
破産者　末次　明美
1　決定年月日　平成23年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７３８０号
大阪市生野区小路東１丁目17番16号
破産者　浦山　正嗣
1　決定年月日　平成23年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７４３８号
大阪府茨木市中総持寺町１番９号
破産者　千里山鋼業こと　桝岡　速男
1　決定年月日　平成23年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９３９９号
大阪市旭区大宮３丁目19番３―1003号
破産者　協進防水商会こと　山下　幸一
1　決定年月日　平成23年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部